

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年6月22日	不動産番号	0318005163105
地図番号	M3 42-1-3 M3 42-3-1	筆界特定	余白		
所 在	狭山市大字南入曽字前原				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	町 反 畝 歩 部	原因及びその日付〔登記の日付〕	
427番1	畑	⑩	1914	余白	
余白	余白		1089	③427番1、427番6、427番7に分筆 〔昭和47年1月19日〕	
余白	宅地		1089	00	②③昭和51年3月31日地目変更 〔平成11年2月17日〕
余白	余白		871	19	③427番1、427番11に分筆 〔平成13年6月13日〕
余白	余白		752	11	③錯誤 国土調査による成果 〔平成16年6月14日〕
余白	余白	余白			平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年6月22日

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成14年6月7日 第14618号	原因 平成14年6月6日売買 所有者 狭 山 市 順位4番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年6月22日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年8月1日

さいたま地方法務局所沢支局

登記官

木 田 百 々 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D04731 (1/5)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成 1 7 年 6 月 2 2 日	不動産番号	0 3 1 8 0 0 5 1 6 3 1 1 0
地図番号	M 3 4 2 - 1 - 3 M 3 4 2 - 3 - 1	筆界特定	余 白		
所 在	狭山市大字南入曽字前原				余 白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4 2 7 番 6	畑		4 7	4 2 7 番 1 から分筆 〔昭和 4 7 年 1 月 1 9 日〕	
余 白	公衆用道路		5 2	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔平成 1 6 年 6 月 1 4 日〕	
余 白	余 白	余 白		平成 1 7 年法務省令第 1 8 号附則第 3 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 7 年 6 月 2 2 日	
余 白	余 白		4 7	③ 4 2 7 番 6、4 2 7 番 1 2 に分筆 〔令和 4 年 3 月 1 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和 4 7 年 1 月 2 6 日 第 1 8 9 9 号	原因 昭和 4 6 年 1 0 月 1 3 日交換 所有者 狭 山 市 順位 2 番の登記を移記
	余 白	余 白	平成 1 7 年法務省令第 1 8 号附則第 3 条第 2 項 の規定により移記 平成 1 7 年 6 月 2 2 日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 7 年 8 月 1 日

さいたま地方方法務局所沢支局

登記官

木 田 百 々 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 0 4 7 3 1 - (2 / 5)



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年6月22日	不動産番号	0318005163113
地図番号	M3 42-1-3 M3 42-3-1	筆界特定	余白		
所 在	狭山市大字南入曽字前原				余白
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
427番11	宅地	217 80	427番1から分筆 〔平成13年6月13日〕		
余白	余白	217 81	③錯誤 国土調査による成果 〔平成16年6月14日〕		
余白	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年6月22日		
余白	余白	142 09	③427番11、427番13に分筆 〔令和4年3月1日〕		

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成13年6月14日 第16303号	原因 平成13年6月14日売買 所有者 狭 山 市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年6月22日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和7年8月1日

さいたま地方法務局所沢支局

登記官

木 田 百 々 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D-04731 (3 / 5)



表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	0 3 1 8 0 1 0 1 2 3 5 2 7
地図番号	M 3 4 2 - 3 - 1 4 2 - 3 - 3	筆界特定	余 白		
所 在	狭山市大字南入曽字前原			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4 2 8 番 2	学校用地	2 8		不詳 〔平成 2 9 年 6 月 2 7 日〕	
余 白	余 白	2 4		③ 4 2 8 番 2、4 2 8 番 1 0 に分筆 〔令和 4 年 3 月 1 1 日〕	
所 有 者	狭 山 市				

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成 2 9 年 6 月 2 9 日 第 2 2 4 0 1 号	所有者 狭 山 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 7 年 8 月 1 日

さいたま地方法務局所沢支局

登記官

木 田 百 々 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D-0 4 7 3 1 (4 / 5)



表 題 部 (土地の表示)		調製	余 白	不動産番号	0 3 1 8 0 1 0 1 5 0 9 1 8
地図番号	M3 4 2 - 3 - 1 M3 4 2 - 3 - 2 M3 4 2 - 3 - 3	筆界特定	余 白		
所 在	狭山市大字南入曽字前原			余 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
4 2 8 番 7	学校用地	2 2 2 9		4 2 8 番 1 から分筆 〔令和 3 年 3 月 2 5 日〕	
余 白	余 白	2 0 4 3		③ 4 2 8 番 7、4 2 8 番 1 1、4 2 8 番 1 2 に 分筆 〔令和 4 年 3 月 1 1 日〕	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	余 白	所有者 狭 山 市 平成 1 6 年 6 月 1 4 日登記 順位 1 番の登記を転写 令和 3 年 3 月 2 3 日受付 第 9 7 0 3 号



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和 7 年 8 月 1 日

さいたま地方方法務局所沢支局

登記官

木 田 百 々 子

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 整理番号 D 0 4 7 3 1 (5 / 5)

